

島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第32号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則

（森 林 整 備 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則（規則第26号）

1 規則の概要

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の施行に伴い、次の標識の寸法について定めることとした。

- (1) 指定猟法禁止区域（第2条・様式第1号関係）
- (2) 鳥獣保護区（第3条・様式第2号関係）
- (3) 特別保護地区（第4条・様式第3号関係）
- (4) 休猟区（第5条・様式第4号関係）
- (5) 特定猟具使用禁止区域（第6条・様式第5号関係）
- (6) 特定猟具使用制限区域（第7条・様式第6号関係）
- (7) 特別保護指定区域（第8条・様式第7号関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年島根県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定猟法禁止区域の標識の寸法）

第2条 条例第2条第1号の指定猟法禁止区域の標識の寸法は、様式第1号のとおりとする。

（鳥獣保護区の標識の寸法）

第3条 条例第2条第2号の鳥獣保護区の標識の寸法は、様式第2号のとおりとする。

（特別保護地区の標識の寸法）

第4条 条例第2条第3号の特別保護地区の標識の寸法は、様式第3号のとおりとする。

（休猟区の標識の寸法）

第5条 条例第2条第4号の休猟区の標識の寸法は、様式第4号のとおりとする。

（特定猟具使用禁止区域の標識の寸法）

第6条 条例第2条第5号の特定猟具使用禁止区域の標識の寸法は、様式第5号のとおりとする。

（特定猟具使用制限区域の標識の寸法）

第7条 条例第2条第5号の特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、様式第6号のとおりとする。

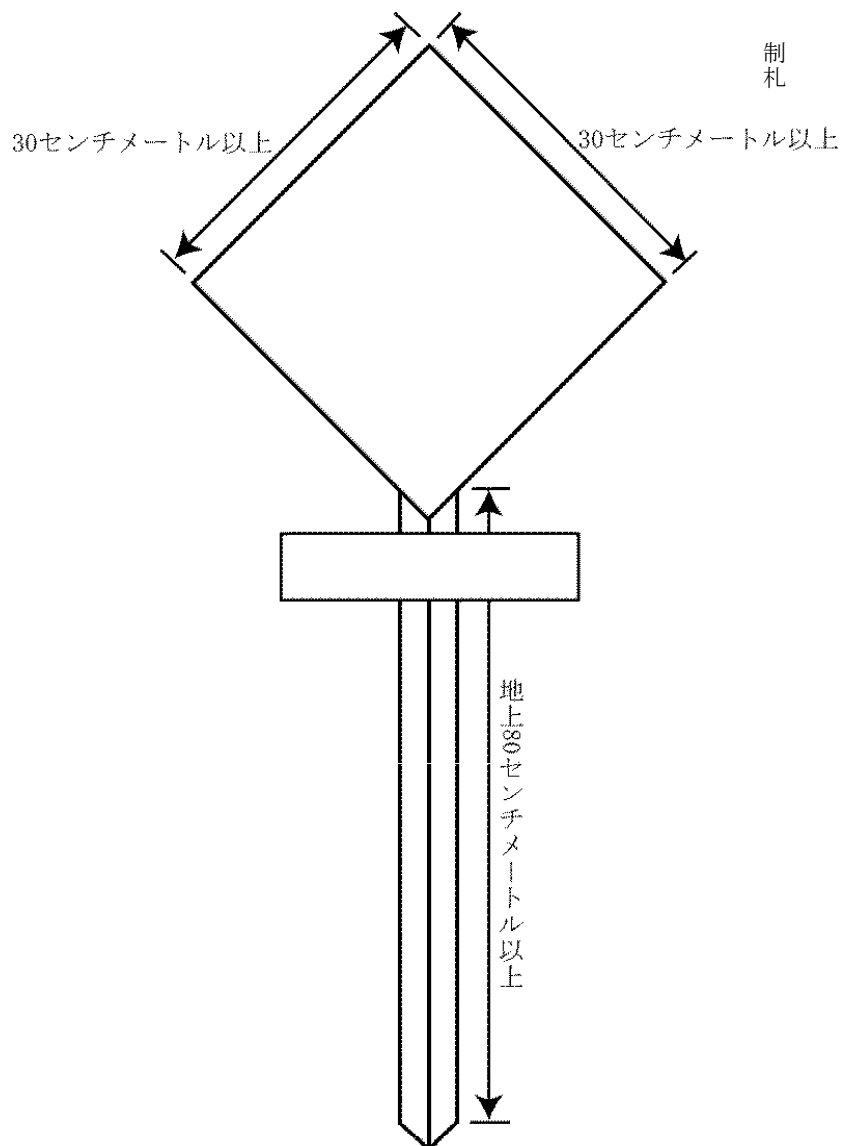
（特別保護指定区域の標識の寸法）

第8条 条例第2条第6号の特別保護指定区域の標識の寸法は、様式第7号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

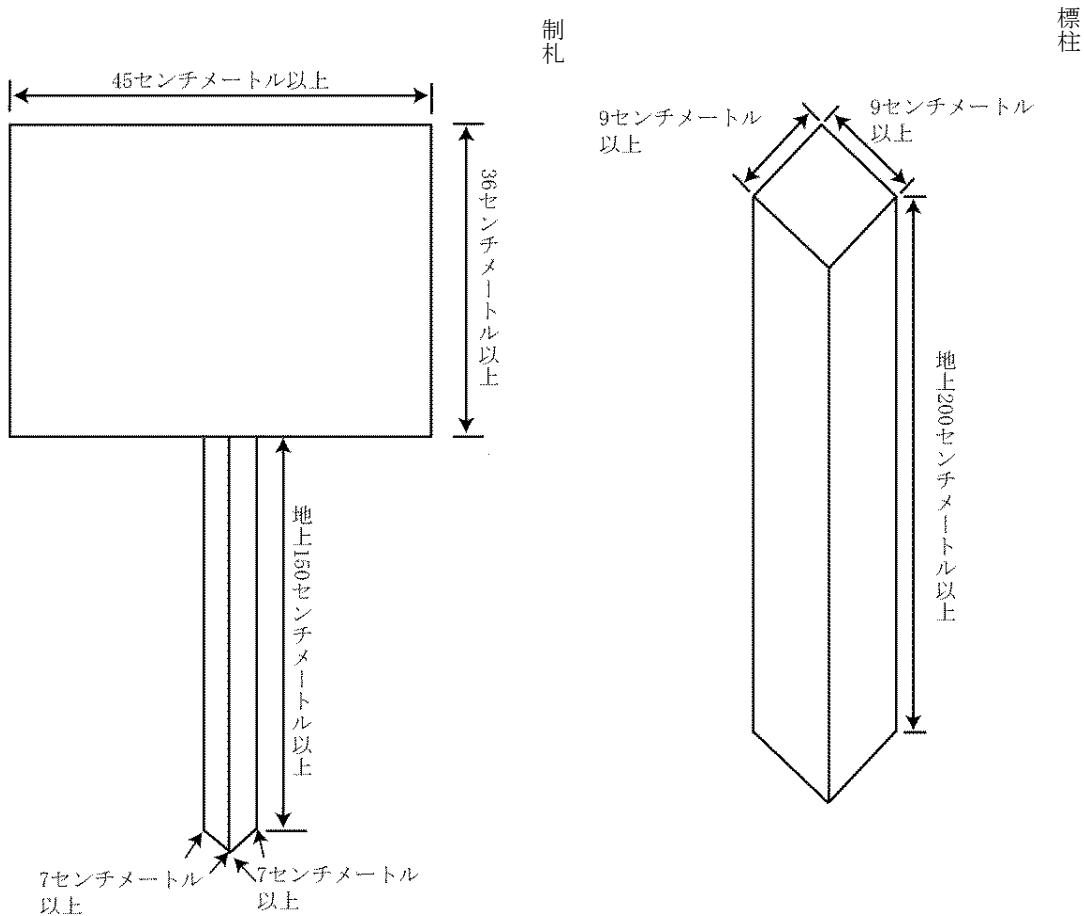
様式第 1 号 (第 2 条関係)



備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあっては、地上150センチメートル以上の場所で固定させること。
- 2 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さは80センチメートル以上とすること。
- 3 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

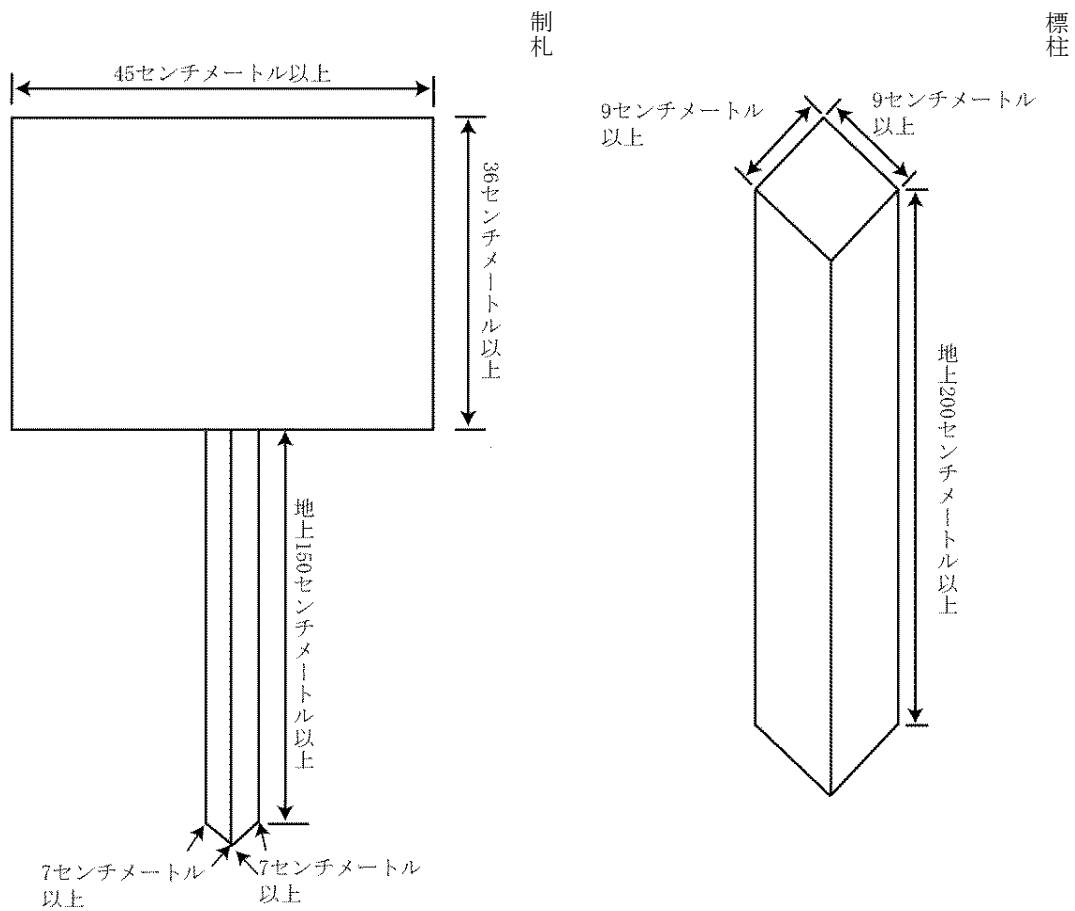
様式第 2 号 (第 3 条関係)



備考

- 1 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法については、この限りでない。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

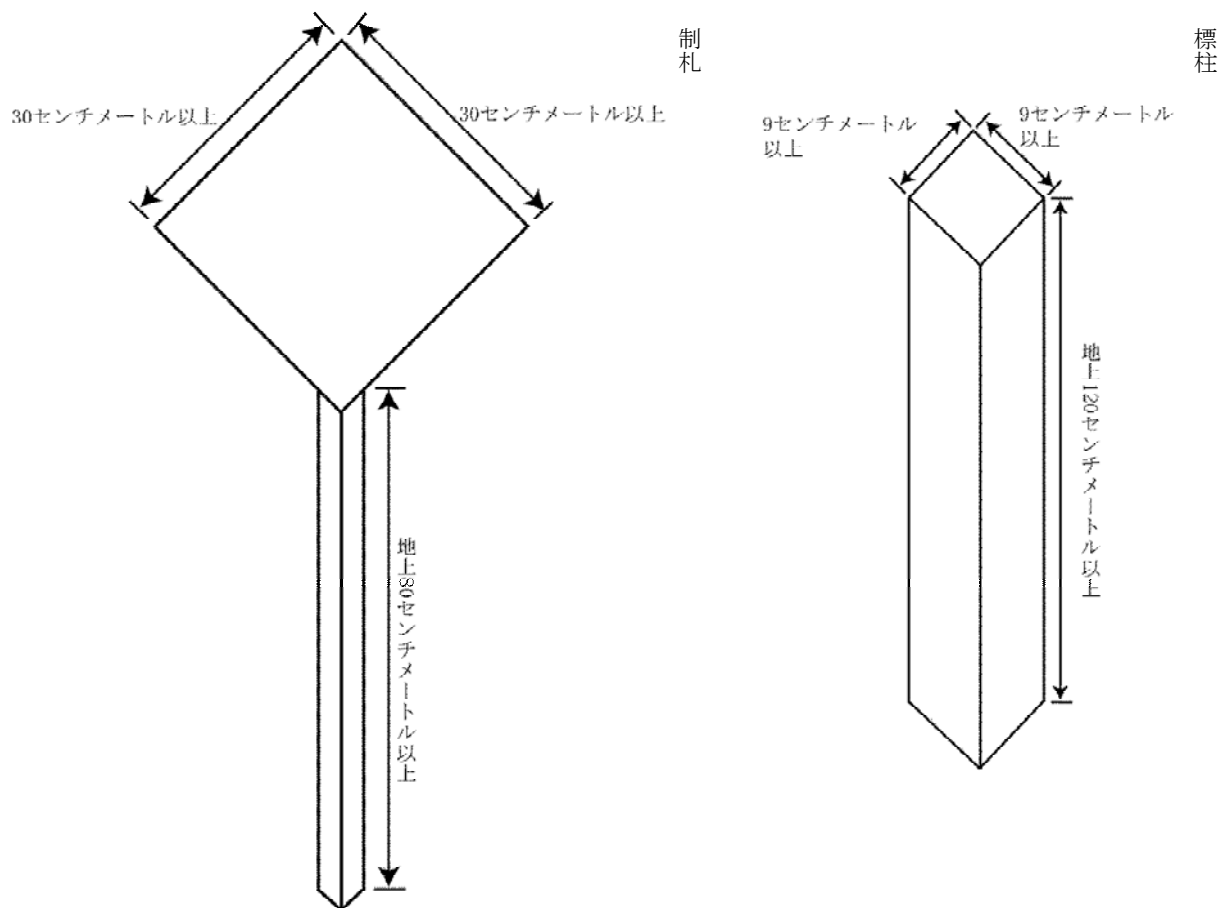
様式第 3 号 (第 4 条関係)



備考

- 1 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法については、この限りでない。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

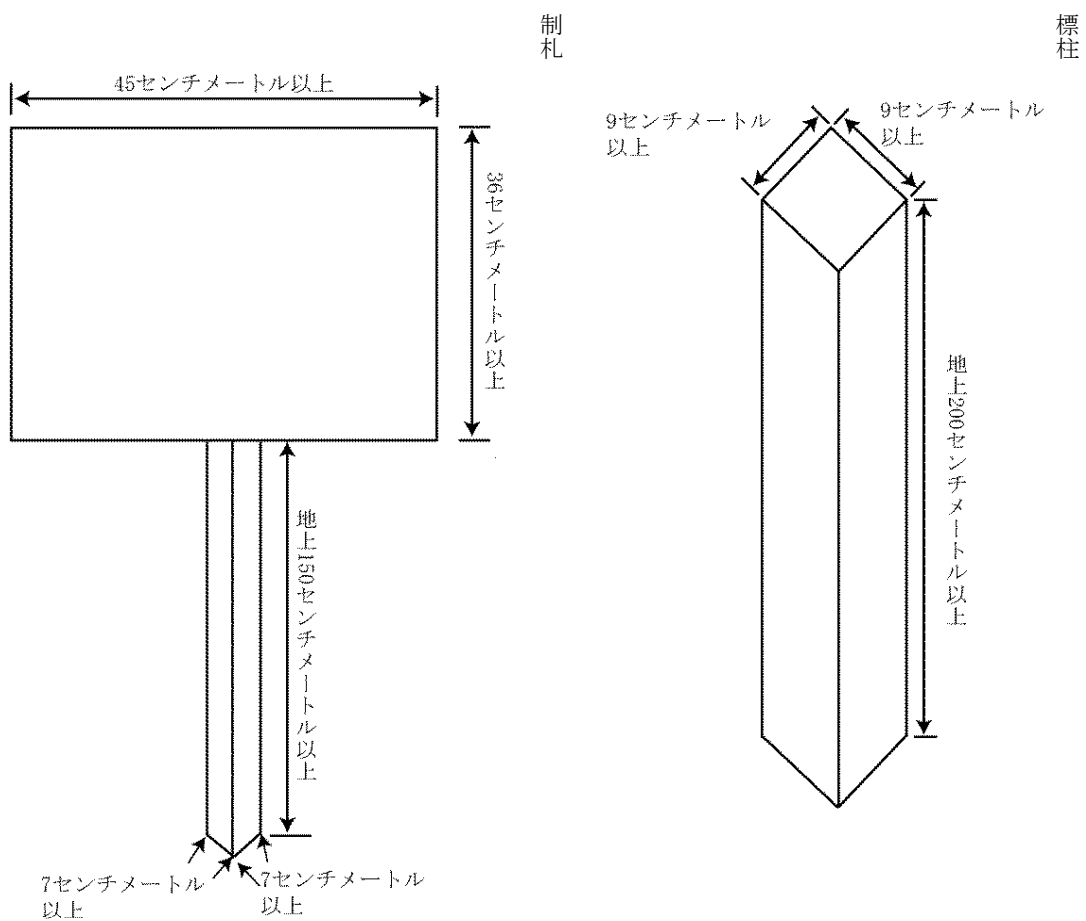
様式第 4 号 (第 5 条関係)



備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150センチメートル以上の場所で固定させること。
- 2 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80センチメートル以上とすること。
- 3 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

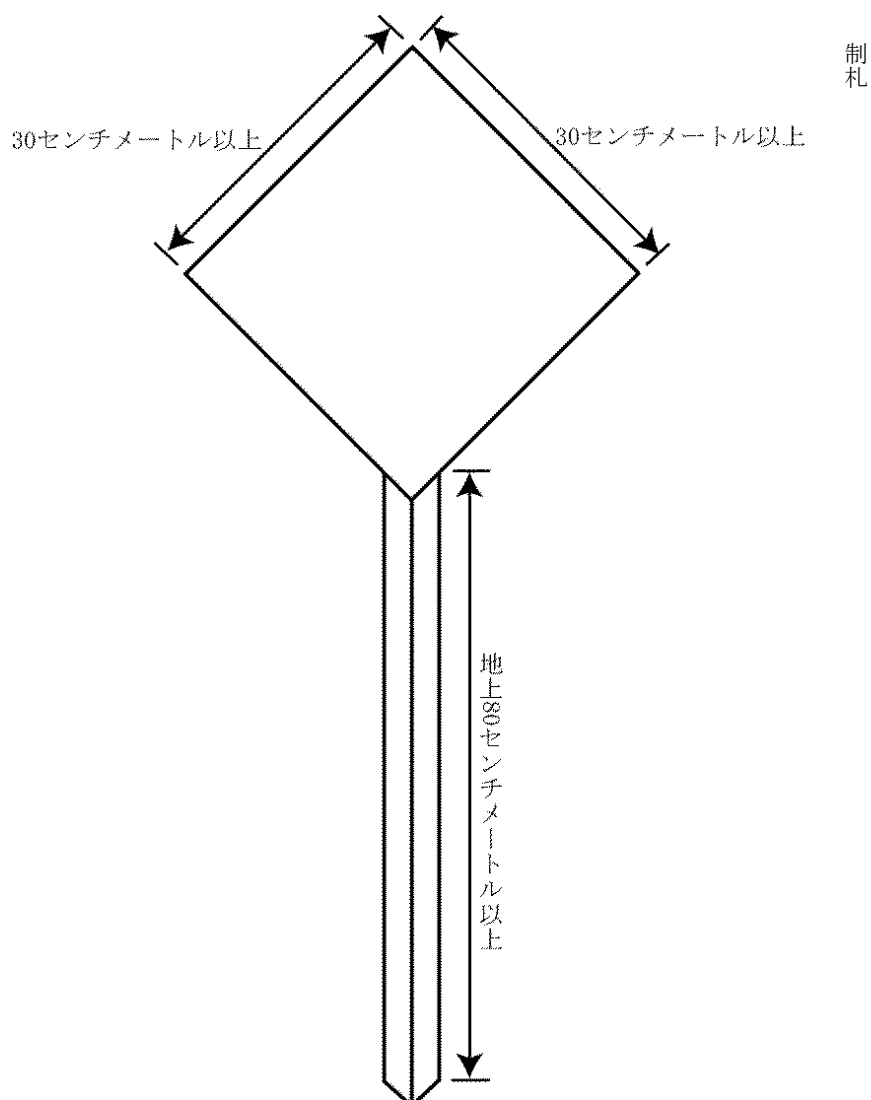
様式第 5 号 (第 6 条関係)



備考

- 1 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法については、この限りでない。
- 2 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

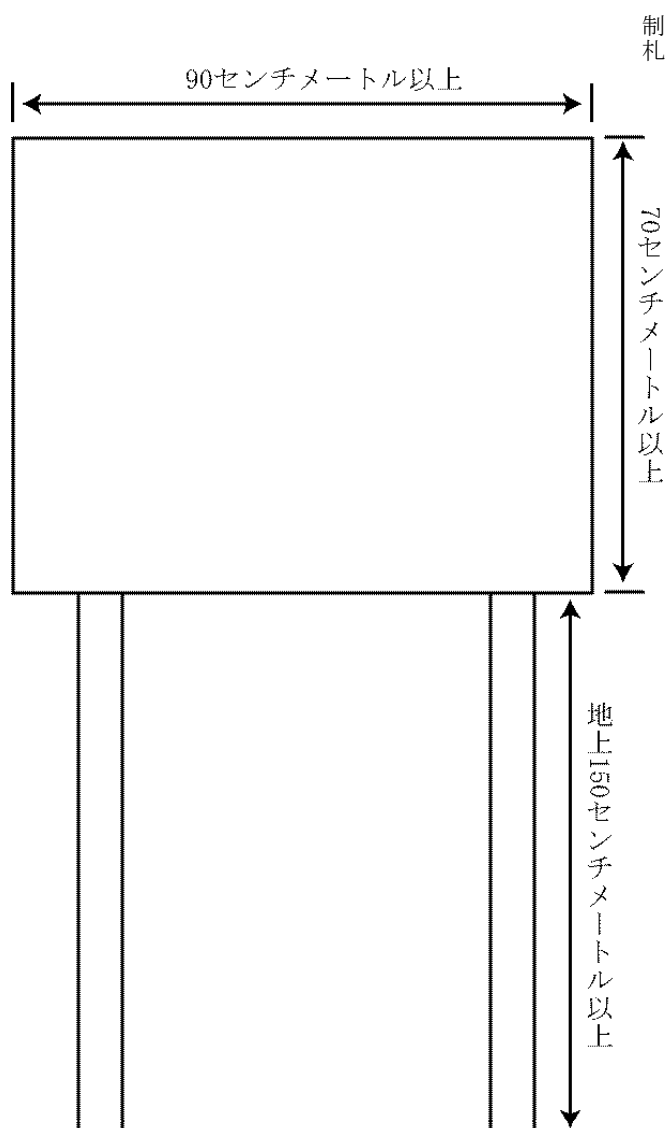
様式第6号（第7条関係）



備考

- 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上150センチメートル以上の場所で固定させること。
- 2 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは80センチメートル以上とすること。
- 3 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

様式第 7 号 (第 8 条関係)



備考 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該標識を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。